



みどり市奨学金ガイド



令和7年5月

みどり市

目 次

奨学金の貸与を希望する皆さまへ	-2
-----------------	----

みどり市奨学金の概要

貸与できる方	2
貸与額	2
貸与期間	2
返還期間	2
利息	2
返還方法	2
全体のスケジュール	3

申請方法

申請書類	4
連帯保証人	4
申請受付期間	4
申請窓口	4

各種お手続き

届出	4
----	---

Q & A

貸与の対象となる学校の範囲	5
所得制限	5
返還の猶予	5
返還の免除	5
返還金を滞納したとき	5

みどり市奨学金の返還支援

返還免除の対象者	6
免除金額	6
申請書類	6
その他	6

ご案内

他の奨学金等の制度	7
-----------	---

お問い合わせ先	7
---------	---

奨学金の貸与を希望する皆さまへ

みどり市では、みどり市奨学金貸与条例(平成 24 年みどり市条例第 27 号)に基づき、高校、大学や専門学校などで勉強をしたいと思っているにもかかわらず、経済的な理由により勉強を続けることが難しい方に対して、奨学金を無利子でお貸ししています。この奨学金制度を有効にご活用いただき、一人でも多くの方が勉強を続けることができ、将来みどり市や日本のためにご活躍いただければとても幸いです。

みどり市奨学金の概要

■貸与できる方 下表の学校に在学し、卒業した、または在学する学校の長の推薦を受けられる方で次のいずれにも該当する方にお貸ししています。

- ・ 経済的な理由によって学校に通うことが困難であること。
- ・ みどり市に 1 年以上住み続けている人の子であること。

高校など	高校(中等教育学校の後期課程や特別支援学校の高等部を含みます。)、 高等専門学校、専修学校の高等課程
大学など	大学(短期大学や大学院を含みます。)、専修学校の専門課程

※ 詳しくは P7 問合せ先までご相談ください。

■貸与額 次に掲げる金額を上限として、1 万円単位で貸与します。

高校など	月額 10,000 円 (年額 120,000 円)
大学などで自宅から通学する人	月額 20,000 円 (年額 240,000 円)
大学などで自宅以外から通学する人	月額 30,000 円 (年額 360,000 円)

※ 「自宅」とは、申請する人の生計を主に維持する人の居所をいいます。

■貸与期間

在学する学校の正規の修業期間内 (休学期間中は貸与対象外となります。)

■返還期間

貸与期間の 2 倍に相当する期間内(貸与期間が満了した後、1 年間返還を据え置きます。)

(例) 大学 4 年間借りた場合 → 大学卒業後、1 年間返還を据え置き、8 年間で返還

■利息

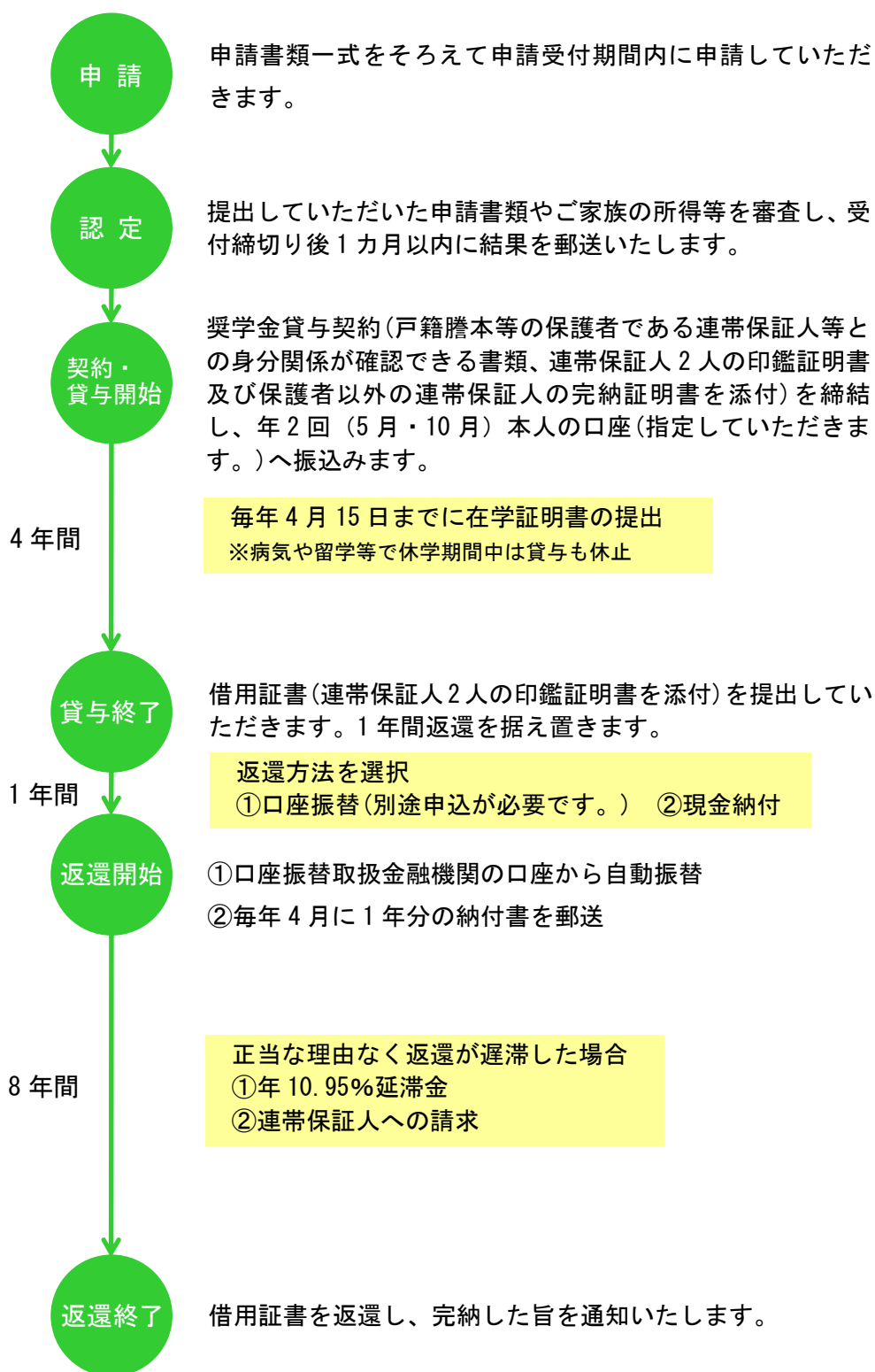
無利子 (ただし、正当な理由なく返還期限までに返還していただけない場合は、年 10.95% の延滞金がかかります。)

■返還方法

口座振替または窓口(市役所の会計窓口、指定金融機関など)にて現金納付

■全体のスケジュール

(例) 大学4年間奨学金を借りる場合



申請方法

■申請書類

- 1) 奨学金貸与申請書
- 2) 卒業した、または在学する学校の長の推薦書
- 3) 入学許可証、試験合格証明書または在学証明書
- 4) 奨学金返還計画書
- 5) 世帯全員の住民票
- 6) 個人情報利用に関する同意書

※ 申請内容によって上記のほか書類が必要になる場合があります。

■連帯保証人

- ・ 下記の条件を満たす連帯保証人を申請時に2人立てていただきます。

① 市内在住の成年者であること

② 2人のうち1人は保護者、もう1人は市税を滞納していない別世帯の人

- ・ 連帯保証人が市外に転出したり、死亡した場合、連帯保証人の変更が必要となります。

■申請受付期間

3月1日から3月31日まで（土日祝日を除きます。）

※予算の状況により、追加募集する場合があります。

■申請窓口

みどり市教育委員会事務局 教育総務課（みどり市役所教育庁舎）

各種手続き

■届出

奨学金の貸与を受けている方は、下記事由が発生したときは、速やかに届出をしていただきます。

異動届	休学、転学または退学したとき。 本人や連帯保証人の住所や氏名が変わったとき。
奨学金貸与資格消滅届	他の奨学金の貸与を受けることになった等、みどり市奨学金の貸与資格がなくなったとき。
奨学金辞退届	奨学金を辞退したいとき。
奨学生死亡届	奨学生が死亡したとき。

■貸与の対象となる学校の範囲

Q どんな学校でも対象になるのでしょうか？

A 学校教育法で規定する高等学校、大学、専修学校などが対象となります。専修学校の一般課程や学校教育法上「各種学校」と呼ばれるものなど、一部に対象外の学校もありますのでご注意ください。

■所得制限

Q 親の収入が多いと受けられないのでしょうか？

A みどり市奨学金は、経済的な理由により学校に通うことが難しい方を対象としているため、保護者等の総所得金額の合計が一定以上の方は対象となりません。ただし、修学中のご兄弟姉妹や障がい認定を受けている方などがある世帯、母子家庭、罹災した世帯など特別な事情により相当額が所得から控除できる場合があります。まずは、教育総務課までご相談ください。

【参考】 次のモデルケースはあくまで目安としてご覧ください。在学する学校、家族の人数、事情等により所得の上限額が増減します。[父、母、姉(会社員)、本人(大学生)4人世帯の場合]

区分			所得の上限
大学・短大・大学院	国・公立	自宅通学	600 万円
		自宅外通学	644 万円
	私立	自宅通学	616 万円
		自宅外通学	659 万円

■返還の猶予

Q 大学卒業後、大学院への進学が決まったのですが…

A 疾病や進学など、正当な理由によって返還が難しい場合には、奨学金の返還が相当期間猶予されます。返還猶予申請書を提出して猶予をお申し出ください。
また、大学院でも引き続きみどり市奨学金の貸与を希望する場合は、再度奨学金の貸与を申請することができます。

■返還の免除

Q 本人(奨学生)が死亡してしまったのですが、返還がまだ終わっていません。

A 返還完了前にご本人様(奨学生)が亡くなられた場合、返還債務の全部または一部が免除されます。奨学生死亡届と免除申請書を提出して免除をお申し出ください。

■返還金を滞納したとき

Q 本人(奨学生)に払うよう言っているのですが納めません。

A ご本人様(奨学生)から奨学金を返還していただけない場合は、連帯保証人お2人から返還していただきます。正当な理由なく滞納すると年 10.95%の延滞金も発生しますので、必ず期限内に返還してください。

みどり市の将来を担う若者の定住を促進し、併せて若年層の人口増加を図ることを目的として奨学金の返還支援を開始しました。みどり市奨学金の貸与を受けた際は、Uターン就職を視野にいらていただき、ぜひこちらの制度をご活用ください。

■返還免除の対象者

- ・令和7年度以降にみどり市奨学金の貸付契約をした方
- ・高校、大学等を卒業している方
- ・みどり市内に住んでいて、5年以上居住予定の方
- ・就業している方（みどり市常勤職員以外の公務員は対象外）
- ・市税等の滞納がない方

■免除金額

免除を希望した年度の返還金全額

ただし、転入等により年度途中で申請する場合には、免除決定日の翌月からその年度末までの返還金が対象となります。

■免除期間

対象条件を満たしていれば、返還終了まで毎年度

ただし、年度ごとに申請し、免除決定を受ける必要があります。

■申請書類

- 1) 市内居住等に伴う奨学金返還免除申請書
- 2) 就業していることを証明する書類
- 3) 卒業証明書（初回申請時のみ）
- 4) 住民票
- 5) 未納税額のないことの証明

■その他

- ・返還済みの奨学金および納付期限の過ぎた返還金を遡って免除することはできません。
- ・就業場所はみどり市外でも可能です。
- ・免除を受けている途中に市外へ転出する場合、免除決定を受けた年度の返還金は免除となります。

ご案内

■みどり市の学費等をサポートする制度 ※1

名 称	対象の学校	貸 与 月 額	利 子	返 還 期 間	窓 口
勤労者生活資金融資 ※2	高 等 学 校 以 上 の 学 校	合計で200万 円まで	有 利 子 (2.1%)	5 年 以 内	みどり市 (商工課) 0277-76-1938

※1 令和7年5月時点で確認したものです。変更されている場合もありますので、詳細は窓口までお尋ねください。

※2 同一事業所に1年以上継続して勤務し、かつ、市内に居住する勤労者が同一生計の家族(本人も含む。)のために支出する費用を融資するものです。申請者の方が直接金融機関からお金を借ります。

■その他の学費等をサポートする制度

みどり市が行う学費等のサポート以外にも、(独行)日本学生支援機構、群馬県、(公財)群馬県教育文化事業団、育英団体、学校などが学費等をサポートする制度を実施しています。(群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金制度等もあります。)

給付型奨学金(返さなくてもよいもの)、貸与型奨学金などがあり、貸与型奨学金でも返すときに利息が付くものと利息が付かないものがあります。

お問い合わせ先

みどり市教育委員会事務局 教育総務課 総務係 奨学金担当

〒376-0101 みどり市大間々町大間々235 番地 6 (みどり市役所教育庁舎)

TEL : 0277(76)9844 (直通)

URL : <http://www.city.midori.gunma.jp>

E-MAIL : kyoikusomu@city.midori.gunma.jp

